

【報告基準日】

- ・ 平成 26 年 3 月 1 日

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

- ・ ル・コルビュジェの建築作品
(L' oeuvre architecturale de Le Corbusier)

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

- ・ 東京都台東区 (とうきょうとたいとうく)

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

- ・ 記念工作物

4. 資産の概要

- ・ ル・コルビュジェ (Le Corbusier, 1887～1965) は、パリを拠点に活躍した建築家・都市計画家。建築・都市計画のみならず絵画、彫刻、家具などの制作にも取り組み、小住宅から国連ビルの原案まで幅広い創作活動を展開した。合理的、機能的で明晰なデザイン原理を絵画、建築、都市等において追求し、20 世紀の建築、都市計画に大きな影響を与えた。本推薦は、世界各地に所在する彼の建築・都市計画作品のうち、6 カ国に所在する複数の資産について、一括して世界遺産に登録しようとするものである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成25年4月19日世界文化遺産特別委員会報告時点(基準日:平成25年3月1日)までの取組・体制整備の状況

- 平成19年9月14日 国立西洋美術館(本館)の世界遺産暫定一覧表への記載及び推薦書(暫定版)のユネスコ世界遺産センターへの提出
- 平成19年11月6日 東京都教育委員会から重要文化財(建造物)指定について意見具申
- 平成19年12月21日 国立西洋美術館本館の重要文化財(建造物)の指定・官報告示
- 平成20年1月7日 世界遺産条約関係省庁連絡会議において、日本政府として「ル・コルビュジエの建築と都市計画」の世界遺産への推薦について決定
- 平成20年1月30日 フランス・パリにおいて、推薦6か国の代表者による推薦書への署名式
- 平成20年2月1日 推薦書をユネスコ世界遺産センターへ提出
- 平成20年10月23日～24日 イコモス(国際記念物遺跡会議)調査員による現地調査
- 平成21年5月12日 イコモスから世界遺産委員会に「登録延期」の評価結果及び勧告通知を受ける。
- 平成21年6月27日 スペイン・セビリアにて第33回世界遺産委員会における審査「情報照会」の決議
- 平成22年1月27日 ル・コルビュジエ建築遺産自治体協議会(略称ASLC)設立
- 平成22年3月31日 ASLCペサック会議(仏)開催
- 平成22年6月7日 ASLCポワジー会議(仏)開催
- 平成22年10月6日 国立西洋美術館修理検討委員会設置
- 平成22年11月26日 ASLCに東京都が加盟。ラ・ショー・ド・フォン(スイス)会議に出席。平成23年春にパリでシンポジウム開催を決定。
- 平成23年2月1日 情報照会対応文書のユネスコ世界遺産センターへ「ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献」として追加情報を提出
- 平成23年4月7日 ASLCマルセイユ会議開催(東京都欠席)
- 平成23年5月28日 イコモスから世界遺産委員会に「不記載」の評価結果及び勧告通知を受ける。
- 平成23年5月9日 ASLC主催ル・コルビュジエ建築作品シンポジウム(パリ)開催 台東区及び国立西洋美術館参加
- 平成23年6月28日 フランス・パリにて第35回世界遺産委員会における審査「記載延期」の決議
- 平成23年11月3日 ASLCブローニュ・ビヤンクール(仏)会議開催 東京都が出席。

平成 24 年 2 月 18 日 国立西洋美術館主催シンポジウム「20 世紀建築と世界遺産—シリアルノミネーションにおける OUV の議論をめぐって—」の開催
平成 24 年 4 月 26 日 ASLC ジュネーヴ（スイス）会議に東京都及び台東区
が出席。ASLC の活動方針を決定。
平成 24 年 11 月 28 日 ASLC エヴー（仏）会議に東京都が出席。

（2）平成 25 年 4 月 19 日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成
時点（基準日：平成 26 年 3 月 1 日）までの取組・体制整備の状況

平成 25 年 4 月 16 日 ASLC ルゼ（スイス）会議に東京都が出席。
平成 25 年 9 月 「重要文化財国立西洋美術館本館保存活用計画」改定
平成 25 年 1 月 6—7 日 ASLC ブローニュ・ビヤンクール（仏）会議に東京都
及び台東区が出席。

6. 推薦に向けた課題

- ・ 推薦書作成に際し、日本政府は 7 か国協議を行う必要がある。
- ・ 「バッファゾーンの範囲」については再検討し、関係機関との調整、合意を得る必要がある。
- ・ 「登録資産の価値の証明」については、7 か国の他の資産との調整の上、作成する必要がある。
- ・ 「周辺環境の状況」及び「モニタリング・システムの確立」等については、最新情報に更新する必要がある。

7. 基準の適用

- ・ 改訂推薦書における適用基準については 6 か国会議で検討中であるが、本報告作成時点では基準 ii) 及び基準 vi) を適用する方向でまとまりつつある。
- ・ なお、平成 20 年提出の推薦書においては以下のとおりである。
- ・ 評価基準 (i)
- ・ 国境の枠を超えたシリアル資産である「ル・コルビュジエの建築作品」は、創造力豊かな天才の傑作であり、そこには、現状にとらわれず、予断を拒否し、数世紀にわたる歴史から生み出された既存の芸術的しきたりにとらわれることのない才能が示されている。この資産は、探求心と革新性によって生み出されたものである。そして数世紀前から続いてきた建築様式とは繋がりを持たず、むしろそこからの断絶を示すものになっている。この資産は、造形面で革新的な表現形態をつくりあげ、かつ建築的なフォルムに革命をもたらした「近代建築運動」という「歴史文化グループ」に含まれる。この新しい表現形態において、「ル・コルビュジエの建築作品」は、欠くことのできない傑出した創造物である。
- ・ 評価基準 (ii)
- ・ 「ル・コルビュジエの建築作品」は、半世紀にもわたり全世界的に大きな影響力を及ぼした源泉である。彼の建築作品は、新たな建築の表現形態の考案、建物の標準化と工業化、現代人向けの居住形態、あるいは個人の為の施設と国際化してゆく社会全体のための施設との間のバランス、といった 20 世紀の大きな問題に対する「近代建築運動」からの回答に、顕著な貢献している。そのためル・コルビュジエは、この新建築のスポークスマンとして強い印象を与え、彼の作品や設計案は、その著作や講演を通じて世界中でこの新しい運動を進める際の指針とされてきた。
- ・ 本資産は、新しくかつ普遍的な建築だけが持つその美徳によって社会を改革しようとする、「近代建築運動」による理想像を今日に伝えている。

- ・ 評価基準 (vi)
- ・ 「ル・コルビュジェの建築作品」は、その着想や作品が顕著な普遍的価値を有する「近代建築運動」に対して、重要な貢献をしている。
- ・ その構成資産は、「エスプリ・ヌーボー」を具現化し、これを建築、絵画、彫刻が交差する総合芸術へと導くものである。この国境を超えた資産群では、その革命的な建築形態の中に近代建築国際会議 (CIAM) の提言が具体化されている。そしてその着想は、彼の多数の作品、世界中で読まれた著作と、あるいは世界中で行った数知れない旅や講義を通して、彼自身によってもたらされたものである。

8. 真実性／完全性の証明

- ・ 改訂推薦書における真実性／完全性の証明については7か国会議で検討中である。
- ・ 平成20年提出の推薦書においては以下のとおりである。
 - ・ 真実性
 - ・ この製作物の作者としての資格を有しているのは、ル・コルビュジェである。彼は建築コンセプトをはっきりと定め、彼のコントロールの下で仕事を進める現場担当の建築家を3人を選んで製作を委託した。この3人とは坂倉準三、前川國男、吉阪隆正であり、付け加えるなら彼らは全員ル・コルビュジェの事務所のかつての協力者だった。
 - ・ 数も多く内容も豊富な、アーカイブや参考書類からなる原資料にあたってみたところ、コンセプトを作り上げる過程が明確に伝えられており、オリジナルな状態がどんなものであったかも示されていた。さらにオリジナル・プロジェクトとも比較した結果、現在のところ、この建造物には高度の真実性が認められている。
 - ・ 美術館は60年代に坂倉準三と前川國男によって拡張工事が行われた。しかし、1997年に、本来の状態への回帰運動が起こり、1964年の拡張部分は取り壊された。オリジナルな状態に対する主要な改変で今も残されているものは1階部分にある。ここでは波状窓の壁面が取り払われ、ピロティ下のスペースも狭くなり、自然光を入れるための採光装置も変更されている。ただし、これらは取り返しがつかないとまでは言えない程度の変化である。真実性の程度はかなり高く、それはボリューム感や、ファサードの全体的な美しさだけでなく、部屋の配置 (間仕切り) や、内部空間のコンセプトにまで及んでいる。
 - ・ 完全性
 - ・ 美術館は今も建築当時の発注者である官庁の管轄下に置かれていて、その機能も、1959年の開館以来ここに保管されているコレクションと同様に同じままで残されている。上述した変更は、資産「ル・コルビュジェの建築作品」のOUVへの寄与に関して、とりわけル・コルビュジェによって創り出された「無限に成長する美術館」の概念を具体化した建築的な特徴に関して、この建物の完全性を損なうところには至っていない。

9. 類似資産との比較研究

- ・ 改訂推薦書における比較対象資産及び比較の視点については7か国会議で検討中である。

10. 保存管理計画の策定状況

- ・ 平成20年に保存管理計画の策定済みである。
- ・ 重要文化財国立西洋美術館本館についての保存活用計画を平成25年9月改正した。
- ・ 資産全体の包括的保存管理計画の策定については、7か国会議で検討中である。

11. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- ・ 準備スケジュールについては、7か国会議で検討している。

- ・ 現時点では以下の準備スケジュールを想定している。
- ・ 平成 27 年 1 月 改訂推薦書の提出
- ・ 平成 27 年夏 イコモス調査
- ・ 平成 28 年 7 月 世界遺産委員会での審議

12. その他

- ・ 報告基準日（平成 26 年 3 月 1 日）以降における特記事項はなし。

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 ル・コルビュジェの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献

No.	(ふりがな) 構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
例1	〇〇〇	国指定史跡	—	△△県××市	—	
例2	△△△	—	××市指定史跡	△△県××市	平成▲年度の国史跡指定 に向けて準備中。	
例3	□□□	—	—	△△県××市	平成●年度から発掘調査 を実施。 平成▲年度の国史跡指定 に向けて準備中。	
1	ヨクリツセイヨウビジュツカンホンカン 国立西洋美術館本館	重要文化財(建造物)	—	東京都台東区	—	
2	ヨクリツセイヨウビジュツカンホンカン マエニワ 国立西洋美術館本館前庭	国登録記念物	—	東京都台東区	—	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※例1～例3を参考に記載してください(報告時には例1～例3は削除してください)。

※行は適宜追加、削除してください。

※行の高さ、列の幅は任意ですがA4用紙(縦)による報告としてください(2枚以上となっても構いません)。

※備考欄には特記事項があれば記載してください。